

請 願 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	1 1 2 2	受 理 年 月 日	令 和 4 年 4 月 20 日
件 名	生活保護世帯等に対する現金給付の実施		
要 旨	<p>コロナ禍の長期化，ロシアのウクライナ侵攻などを受けて，生活必需品の価格が上昇している。ガソリン，灯油などの燃料にとどまらず，パン，麺などの小麦製品，ソースやマーガリンなどの調味料も軒並み値上げとなり，今後，電気，ガスなどの公共料金も値上げが避けられない状況である。民間シンクタンクの調査では，今回の物価高騰によって，300万円未満世帯で年間4万円以上の負担増となると言われており，消費税の3パーセント増に匹敵するとのことである。</p> <p>そんな中でも，市民の生活を下支えする命のとりでである生活保護の基準は引き下げられたままであり，利用も進んでいない。国はコロナ禍を受けて，ようやく生活保護は国民の権利と広報を始め，地方自治体でも同様の動きが広がっている。しかしながら，生活保護の利用は増えていない。それは，政府・メディアが主導した様々な生活保護パッシングによるネガティブなイメージの定着や，扶養照会の強要など申請をためらわせる窓口対応などによるものである。生活保護を利用する要件を満たしている人の3割しか制度を利用しておらず，この捕捉率の低さは先進国の中でも際立っている。2013年に670億円という過去最大規模の引下げが始まり，2020年までに断続的に引き下げられた結果，生活保護基準は低いままである。</p> <p>政府は2023年の生活保護基準の改定に向けて作業を始めているが，遅すぎる。ネガティブイメージの払拭にも時間が掛かり，生活保護の利用に困窮者の足が向かない中，現金給付を緊急的に行う必要がある。</p> <p>ついては，物価高での生活困窮者の増大に対応するため，緊急対策として，生活保護利用世帯，住民税非課税世帯に現金給付を行うことを願う（例：単身世帯だと6箇月で2万円を給付）。</p>		
請 願 者			
紹 介 議 員	くらた共子，ほり 信子，鈴木とよこ，河合ようこ		
付 託 委 員 会	教 育 福 祉 委 員 会		